

中華人民共和国国務院令

第807号

中華人民共和国植物新品種保護条例は2025年4月18日に開催された国務院常務委員会第57回会議において改正、採択されたため、ここに公布し、2025年6月1日より施行する。

首相 李強

2025年4月29日

中華人民共和国植物新品種保護条例

(1997年3月20日中華人民共和国国務院令第213号により公布。2013年1月31日付け「中華人民共和国植物新品種保護条例の改正に関する国務院の決定」に基づき第1次改正。2024年7月29日付け「一部の行政法規の改正に関する国務院の決定」に基づき第2次改正。2025年4月29日付け中華人民共和国国務院令第807号により第3次改正。)

第1章 総則

第1条 植物新品種権を保護し、植物新品種の育成と利活用、農業及び林草業の発展を促進するため、「中華人民共和国種子法」に基づき、本条例を制定する。

第2条 本条例でいうところの植物新品種とは、人為的に選別育成されたもの又は発見された野生の植物を改良したものであって、新規性、区別性、均一性、安定性及び適切な名称を有する植物品種をいう。

第3条 植物新品種の保護に当たっては、中国共産党の指導を堅持し、党及び国の知的財産権の戦略的展開を貫徹し、育種の革新を促進し、種業の高品質な発展を推進しなければならない。

第4条 国務院の農業農村又は林業草原主管部門は、その職責分掌に従い、全国の植物新品種の保護業務に責任を負い、植物新品種権の出願の受理及び審査を行うとともに、本条例の規定に適合する植物新品種に植物新品種権（以下「品種権」という。）を付与する。また、植物新品種の試験制度を健全なものとし、繁殖材料の保存・管理を完璧なものとし、植物新品種の保護に関する宣伝・研修及び関連技術の研究を強化する。

県級以上の地方人民政府の農業農村又は林業草原主管部門は、それぞれの職責に基づき、その主管する行政区域内の植物新品種の保護業務に責任を負う。

第5条 植物新品種の育成と利活用などの業務において突出した貢献のあった組織又は個人は、国家の関連規定に基づき表彰又は褒賞する。

第6条 品種権を付与された植物新品種（以下「登録品種」という。）の生産、管理又は活用は、種子管理に関する法令の規定に適合するものでなければならない。

第二章 品種権の内容と帰属

第7条 ①¹品種権の所有者（以下「品種権者」という。）は、その登録品種について排他的な独占権を有する。法律及び本条例に別段の定めがある場合を除き、いかなる組織又は個人も品種権者の許諾なく、その登録品種の繁殖材料に対して、以下の行為を行ってはならない。

- (一) 生産、繁殖又は繁殖のために処理を行うこと
- (二) 販売を約し、又は販売すること
- (三) 輸入又は輸出
- (四) 本項第(一)号から第(三)号までに掲げる行為のために行う保管

¹原文には「①」の記載はない。第7条に記載されている「前項」「第一項」「第二項」の指す範囲を明確にするため、仮訳で便宜的に記載した。

②²前項（①の段のこと。訳注）に規定する行為の実施が、登録品種の繁殖材料を許諾を得ずに利用して得られた収穫物に及ぶときは、品種権者の許諾を得なければならない。ただし、品種権者がその繁殖材料について既に権利を行使する合理的な機会を有していた場合はこの限りでない。

③³以下の品種に対し第一項（①の段のこと。訳注）及び第二項（②の段のこと。訳注）に規定する行為を実施するときは、当該登録品種の品種権者の許諾を得なければならない。

- （一）登録品種の実質的派生品種、ただし、当該登録品種自身は実質的派生品種ではないもの
- （二）登録品種と比較して、本条例第16条に規定する明らかな区別を有しない品種
- （三）登録品種を商業目的で繰り返し使用するために生産又は繁殖を行うときのもう一方の品種

第8条 国は実質的派生品種制度を段階的に実施し、国务院の農業農村又は林業草原主管部門は目録形式によってその実施範囲を確定し、国务院の批准を得た後これを公布するものとする。

実質的派生品種は主として遺伝子検査と栽培試験*の結果に基づいて判定し、必要に応じて育種方法、選抜過程、系統関係*などの要素を総合的に考慮する。国务院の農業農村又は林業草原主管部門は、実質的派生品種の判定ガイドラインを策定し、適用範囲、検査及び試験の方法、判定しきい値、技術プロセスなどを確定するとともに、検査又は試験機関が備えるべき条件を明確にしなければならない。

国务院の農業農村又は林業草原主管部門は、育種、検査又は試験、管理及び法律などの専門家からなる専門家集団を組織し、実質的派生品種制度の実施に専門的な支援を提供するものとする。

第9条 その属する組織の任務を遂行し、又はその属する組織の物理的、技術

² 同上。原文に「②」の記載はない。

³ 同上。原文に「③」の記載はない。

的条件を主として利用することで完了させた職務育成品種については、その品種権の出願権は当該組織に帰属し、非職務育成品種については、その品種権の出願権は育種を完成させた個人に帰属する。その属する組織の物理的、技術的条件を利用することで完了させた育種について、その組織及びその育種を完了させた個人との間にその品種権の出願権について契約に基づく約定があるときは、その約定に従う。

委託育種又は共同育種については、当事者は契約により品種権の出願権の帰属について定めることができ、契約に基づく約定がないときは、品種権の出願権は、委託を受けて完了させた又は共同で育種を完了させた組織若しくは個人に帰属する。

出願が認められたときは、品種権は出願者に帰属する。

第10条 一の植物新品種には、一の品種権のみ付与することができる。二人以上の出願者がそれぞれ同一の植物新品種について品種権を出願したときは、品種権は最先に出願した者に付与し、同時に出願したときは、品種権は当該植物新品種の育種を最先に完了した者に付与する。

第11条 品種権の出願権又は品種権は、法律に基づき譲渡することができる。中国の組織又は個人が国内において育成した植物新品種について外国人、外国企業又は外国のその他の組織に対し出願権又は品種権を譲渡しようとするときは、国務院の農業農村又は林業草原主管部門の許可を得なければならない。

出願権又は品種権を譲渡しようとするときは、当事者は書面による契約を締結し、国務院の農業農村又は林業草原主管部門に登録しなければならない。国務院の農業農村又は林業草原主管部門はこれを公告するものとする。譲渡は登録の日から効力を有する。

品種権に質権を設定しようとするときは、債務者と債権者は共同で国務院の農業農村又は林業草原主管部門に担保登録をしなければならない。国務院の農業農村又は林業草原主管部門はこれを公告するものとする。

第12条 以下の状況で登録品種を使用するときは、品種権者の許諾を得ずに、

また、使用料を支払わずにこれを行うことができる。ただし、品種権者が本条例、関係する法律、行政法規に基づいて有するその他の権利を侵害してはならない。

(一) 登録品種を利用して育種及びその他科学研究活動を行う場合

(二) 農家が登録品種の繁殖材料を自家増殖し、自己の用に利用する場合

第13条 国家の利益又は社会の公共の利益のため、国务院の農業農村又は林業草原主管部門は品種権の実施について強制許諾の決定を行うことができ、かつ、これを登録、公告するものとする。

強制許諾の許可を得た組織又は個人は、品種権者に対して合理的な使用料を支払わなければならない、その額は双方の協議により定めるものとする。双方が協議により合意できないときは、国务院の農業農村又は林業草原主管部門の裁決によるものとする。

品種権者が強制許諾の決定に不服があるとき、品種権者が強制許諾の許可を得た組織又は個人による強制許諾の使用料の裁定に不服があるときは、法に従って訴訟を提起することができる。

強制許諾の許可を得た組織又は個人は独占的な実施権を有することはできず、他者の実施を認める権利も有さない。

第三章 品種権付与の条件

第14条 品種権を出願する植物新品種は、国家植物品種保護目録に列記された植物の属又は種に属するものでなければならない。植物品種保護目録は国务院の農業農村又は林業草原主管部門が確定し、公布するものとする。

法律に違反する、又は、社会の公共の利益、生態環境を害する植物新品種については、品種権は付与しない。

第15条 品種権が付与される植物新品種は新規性を有しなければならない。新規性とは、品種権を出願された植物新品種について登録日より前に当該品種の繁殖材料又は収穫物が販売又は活用されていないこと、または、出願者が自

ら又はその同意に基づき当該品種の繁殖材料又は収穫物を販売又は活用した場合に中国国内においてはそれが1年を超えていないこと、中国国外においては木本、藤本植物品種については6年を超えず、その他の植物品種については4年を超えていないことをいう。

2016年1月1日の「中華人民共和国種子法」の施行後に新たに植物品種保護目録に列記された植物の属又は種について、目録が公布された日から1年以内に品種権出願を行ったものであって、出願日より前に中国国内において当該品種の繁殖材料、収穫物を販売又は活用してから4年を超えないものは、新規性を有する。

販売又は活用の行為により新規性を失った場合以外、以下の状況があれば既に新規性を失ったものとみなす。

- (一) その品種について、省、自治区又は直轄市の人民政府の農業農村又は林業草原主管部門が播種面積に依拠して既に事実上拡散していることを確認した場合
- (二) 農作物品種の審査又は登記から2年以上経過したものについて植物新品種権を出願しない場合

第16条 品種権が付与される植物新品種は区別性を有しなければならない。区別性とは、一の植物品種が既知の品種と明確に区別される一以上の形質を有することをいう。

第17条 品種権が付与される植物新品種は均一性を有しなければならない。均一性とは、一の植物品種の特性が、予見可能な自然変異を除いて、群内の個体間で関連する特徴又は特性の表現が一致していることをいう。

第18条 品種権が付与される植物新品種は安定性を有しなければならない。安定性とは、一の植物品種が反復繁殖を経た後又は特定の繁殖周期を終えた後においてもその主要な形質が変わらず維持されていることをいう。

第19条 品種権が付与される植物新品種は適切な名称を有しなければならない

ず、かつ、同一又は類似の植物の属又は種の既知の品種の名称と区別できなければならぬ。当該名称は権利付与後当該植物新品種の通用名称となる。登録品種の保護期間が満了したか否かにかかわらず、登録品種を販売又は活用するに当たっては、当該登録品種はその権利付与された名称を使用しなければならない。

以下の名称は品種の命名に使用してはならない。

- (一) 数字のみで表示するもの
- (二) 社会道徳に違反するもの
- (三) 植物新品種の特徴、特性又は育成者の身分などについて容易に誤解を生じさせやすいもの
- (四) 他者が先に有する権利を損なうもの
- (五) その他、法律、行政法規及び国家の規定により禁止されている状況に該当する場合

一の植物品種について新品種保護の出願、品種審査、品種登記、販売又は活用を行うときは、一の同一名称のみを使用することができる。

第四章 品種権の出願及び受理

第20条 中国の組織又は個人が品種権を出願するときは、直接又は代理機関に委託して国務院の農業農村又は林業草原主管部門に出願することができる。

中国の組織又は個人が品種権を出願しようとする植物新品種が国家の安全又は重大な利益に関わり秘密保持を必要とする場合は、国家の関連規定に従って手続きを行わなければならない。

第21条 外国人、外国企業又は外国のその他の組織が中国で品種権を出願するときは、その所属する国と中華人民共和国が締結した協定又は共同で参加する国際条約に従って手続きを行わなければならない、又は互惠原則に従って、本条例に基づく手続きを行うものとする。

中国に常住の居所又は営業場所を有さない外国人、外国企業その他の外国の組織が、国務院の農業農村又は林業草原主管部門に品種権を出願するときは、

中国において適法に設立された代理機関に委託して手続きを行わなければならない。

第22条 品種権の出願は、国务院の農業農村又は林業草原主管部門に対して所定の様式の要求に合致する出願書類を提出して行わなければならない。

出願書類は中国語を用いて書かななければならない。

第23条 国务院の農業農村又は林業草原主管部門が品種権の出願書類を受理した日を出願日とする。出願書類が郵送されたときは、その消印の日を出願日とする。

第24条 出願者が外国において最初の品種権の出願をした日から12カ月以内に、中国においても当該植物新品種について品種権の出願をしたときは、その所属する国と中華人民共和国が締結した協定又は共同で参加する国際条約に従い、又は優先権相互承認の原則に従って、優先権を有することができる。

出願者が優先権を主張するときは、出願時に書面での説明を提出しなければならない。かつ、3カ月以内に原受理機関による確認を経た最初の品種権出願書類の写しを提出しなければならない。本条例の規定に基づかずに書面での説明又は出願書類の写しを提出したときは、優先権は主張しなかったものとみなす。

第25条 本条例第22条の規定に基づく品種権の出願については、国务院の農業農村及び林業草原主管部門はこれを受理しなければならない。出願日を明確にし、出願番号を付与するとともに、出願を受理した日から1ヶ月以内に出願料を納付するよう出願者に通知しなければならない。

本条例第22条の規定に適合しない、又は補正後もなお規定に適合しない品種権の出願については、国务院の農業農村又は林業草原主管部門はこれを受理せず、出願者にその旨を通知するものとする。

第26条 出願者は、品種権が付与される前に品種権の出願を補正し、又は取り

下げることができる。

第27条 中国で育成された植物新品種について海外で品種権を出願しようとするいかなる組織又は個人も、国務院の農業農村又は林業草原主管部門にその旨を登録しなければならない。海外に繁殖材料を提供しようとするときは、「中華人民共和国種子法」における海外に種質資源を提供することに関する規定を遵守しなければならない。

第五章 品種権の審査及び付与

第28条 出願者が出願料を納付した後、国務院の農業農村又は林業草原主管部門は、品種権の出願に対して以下の内容の予備審査を行うものとする。

- (一) 植物品種保護目録に列記された植物の属又は種の範囲に属するものであるか否か
- (二) 本条例第21条の規定に合致するか否か
- (三) 新規性の要件を満たすか否か
- (四) 植物新品種の命名は適切であるか否か

第29条 国務院の農業農村又は林業草原主管部門は品種権の出願を受理した日から3カ月以内に予備審査を完了しなければならない。状況が複雑な場合は、3カ月延長することができる。予備審査に合格した品種権出願については、国務院の農業農村又は林業草原主管部門はこれを公告し、出願者に対して3カ月以内に審査料を納付するよう通知する。

予備審査に不合格となった品種権出願については、国務院の農村農業部門又は林業草原主管部門は、出願者に対して3カ月以内に意見の陳述は又は補正をするよう通知しなければならない。期限を過ぎても回答がない場合は、品種権の出願は取り下げられたものとみなし、補正後もなお不合格である場合は、出願は却下する。

第30条 出願者が規定に基づいて審査料を納付した後、国務院の農業農村又は

林業草原主管部門は、品種権出願の区別性、均一性及び安定性について実体審査を行う。

出願者が規定に基づいて審査料を納付しない場合は、品種権の出願は取り下げられたものとみなす。

第31条 国務院の農業農村又は林業草原主管部門は主に出願書類及びその他関連する書面資料に基づいて実体審査を行う。国務院の農業農村又は林業草原主管部門が必要と認めるときは、その指定する試験機関に委託して試験を実施させ、又は既に終了した栽培又はその他の試験結果を考査させることができる。

審査に必要なため、出願者は国務院の農業農村又は林業草原主管部門の求めに従い、必要な資料及び当該植物新品種の繁殖材料を提出しなければならない。

第32条 実体審査において本条例の規定に適合することが確認された品種権の出願については、国務院の農業農村又は林業草原主管部門は、品種権を付与するとの決定を行い、品種権の証書を発行しなければならない。また、これを登録、公告するものとする。品種権は公告の日から効力を有する。

実体審査において本条例の規定に適合しないことが確認された品種権の出願については、国務院の農業農村又は林業草原主管部門はこれを却下するとともに、出願者に通知するものとする。

第33条 国務院の農業農村又は林業草原主管部門は、植物新品種再審査委員会（以下「再審査委員会」という。）を設置するものとする。

品種権の出願を却下するとの決定に不服があるときは、出願者は通知を受領した日から3カ月以内に、再審査委員会に対して再審査を請求することができる。再審査の請求が規定に適合するときは、再審査委員会はこれを受領した日から6カ月以内に決定を行い、出願者に通知するものとする。法に基づく検査又は試験鑑定が必要な場合、必要とする時間はこの規定の期間内には含まない。

出願者が再審査委員会による再審査の決定に不服があるときは、不服があ

るときは、法に従って訴訟を提起することができる。

再審査の具体的な手続きは、国務院の農業農村又は林業草原主管部門が制定するものとする。

第三十四条 品種権が付与された後、予備審査に合格した旨の公告の日から起算して品種権が付与された日までの間、いかなる組織又は個人であろうと本条例第7条の規定の違反があったときは、品種権者は賠償を求める権利を有する。

第6章 品種権の存続期間、消滅及び無効

第35条 品種権の保護期間は、権利付与の公告の日から起算して、木本及び藤本植物*については25年、その他の植物については20年とする。

第36条 品種権者は品種権が付与された年から登録料の納付を開始するとともに、国務院の農業農村又は林業草原主管部門の求めに従い、検査又は試験に用いるため当該登録品種の繁殖材料を提供しなければならない。

第37条 以下のいずれかの状況に該当する場合、品種権はその保護期間の満了前に消滅する。

- (一) 品種権者が書面での声明により品種権を放棄した場合
- (二) 品種権者が規定に基づいて登録料を納付しなかった場合
- (三) 品種権者が国務院の農業農村又は林業草原主管部門の求めに従って検査又は試験に必要な当該登録品種の繁殖材料を提供しなかった場合
- (四) 検査又は試験の結果、当該登録品種が品種権付与時の特徴及び特性に適合しなくなった場合

品種権の消滅は、国務院の農業農村又は林業草原主管部門の登録及び公告によって行うものとする。

第38条 品種権付与の公告の日から、再審査委員会は職権により又は組織若し

くは個人の書面での請求に基づいて、本条例第15条から第18条までの規定に適合しないものに対しては、その品種権の無効を宣告することができ、本条例第19条の規定に適合しないものに対しては、その品種名称の変更を命じ、品種名称の変更を拒否する場合には、当該品種権の無効を宣告することができる。品種権の無効又は名称変更の宣告は、国务院の農業農村又は林業草原主管部門の登録及び公告によって行い、再審査委員会がこれを当事者に通知するものとする。

当事者が再審査委員会による無効宣告の決定に不服があるときは、法律に従って訴訟を提起することができる。

第39条 ①無効宣告された品種権は、最初から存在しなかったものとみなす。

品種権の無効を宣告する決定は、宣告前に人民法院が行い、かつ、執行した植物新品種侵害についての判決及び調停書、県級以上の人民政府の農業農村又は林業草原主管部門が行い、かつ、執行した植物新品種の侵害についての決定、並びに既に履行された品種権の実施許諾に関する契約及び品種権の譲渡に関する契約に対しては、遡及的効力を有しない。ただし、品種権者の悪意により他者に損害を生じたときは、合理的な補償を行わなければならない。

②⁴前項（①の段のこと。訳注）の規定に照らして植物新品種権侵害に関する賠償金補償金、品種権使用料又は品種権譲渡料を支払わないことが、明らかに公正の原則に反するときは、その全部又は一部を支払わなければならない。

第40条 ①当事者が不可抗力によって本条例に規定する期限又は国务院の農業農村若しくは林業草原主管部門が指定する期限に遅延した結果、その権利を喪失するに至ったときは、その障害が消滅した日から起算して2カ月以内、かつ、期限が満了した日から起算して2年以内は、国务院の農業農村又は林業草原主管部門に対して理由を説明し、かつ、関係する証明書類が付されている場合には、その権利の回復を請求することができる。

②当事者がその他の正当な理由により本条例に規定する期限又は国务院の農業農村若しくは林業草原主管部門が指定する期限に遅延し、その権利を喪失

⁴ 同上。原文に「①」、「②」の記載はない。

するに至ったときは、国務院の農業農村又は林業草原主管部門からの通知を受領した日から起算して2カ月以内に国務院の農業農村又は林業草原主管部門に対して理由を説明し、その権利の回復を請求することができる。ただし、再審査請求の期限に遅延したときは、再審査請求期限が満了した日から起算して2カ月以内に限り国務院の農業農村又は林業草原主管部門に対してその権利の回復を請求することができる。

③当事者が国務院の農業農村又は林業草原主管部門が指定した期間の延長を請求するときは、期間の満了前までに、国務院の農業農村又は林業草原主管部門に対して理由を説明し、かつ、関連の手続きを行わなければならない。

④⁵本条第一項及び第二項（①と②の段のこと。訳注）の規定は、本条例第15条、第24条又は第35条に規定する期限には適用しない。

第七章 法律責任

第41条 本条例第7条の規定に違反し、品種権を侵害する行為があるときは、当事者間の協議によってこれを解決するものとする。協議を望まない又は協議が調わないときは、品種権者又は利害関係者は県級以上の人民政府の農業農村又は林業草原主管部門がそれぞれの権限に基づいて対応することを求めることができ、また、法に従って訴訟を提起することができる。

県級以上の人民政府の農業農村又は林業草原主管部門はそれぞれの権限に基づき、当事者の自由意思の原則により、品種権侵害によって発生した損害賠償に対して調停を実施することができる。調停が調ったときは、当事者はこれを履行しなければならない。当事者が合意した内容を履行しないとき又は調停が調わなかったときは、品種権者又は利害関係者は法に従って訴訟を提起することができる。

県級以上の人民政府の農業農村又は林業草原主管部門が品種権侵害案件を処理するときは、社会の公共の利益を維持するため、権利を侵害した者にその侵害行為を停止するよう命じ、また、その違法取得及び植物品種の繁殖材料を没収するものとする。このとき、その価額が5万元未満のときは、1万元以上

⁵ 同上。原文に「①」～「④」の記載はない。

25万元以下の過料を併科し、その価額が5万元以上のときは、当該金額の5倍以上10倍以下の過料を併科するものとする。

第42条 登録品種を詐称する行為については、県級以上の人民政府の農業農村又は林業草原主管部門は、その詐称行為の停止を命じ、違法所得及び植物品種の繁殖材料を没収するものとする。その価額が5万元未満のときは、1万元以上25万元以下の過料を併科し、その価額が5万元以上のときは、価額の5倍以上10倍以下の過料を併科するものとする。犯罪を構成するときは、法に従いその刑事責任を追及するものとする。

第43条 ①県級以上の人民政府の農業農村又は林業草原主管部門は、品種権侵害案件又は登録品種詐称案件を取り締まるに当たって、法に従って以下の措置を行う権限を有する。

- (一)生産経営の現場に立ち入り、現地にて調査を実施すること
- (二)植物品種の繁殖材料又は収穫物に対してサンプリング試験又は検査を行う*こと
- (三)案件に関連する契約書、経理証拠、会計帳簿、生産経営関連の記録その他案件に関連する資料を閲覧し、複写すること
- (四)それが品種権を侵害する又は登録品種を詐称する植物品種の繁殖材料であることを証明するもの並びに品種権の侵害又は登録品種の詐称に用いられる道具、設備又は輸送手段を押収⁶すること
- (五)品種権の侵害又は登録品種の詐称に関する活動を行う施設を封鎖すること

②県級以上の人民政府の農業農村又は林業草原主管部門が法に従って前項⁷(①の段のこと。訳注)に規定する職権を行使するときは、当事者はこれを補佐し又は協力をしなければならず、これを拒否又は妨害してはならない。

⁶この「押収」は、原文では「查封、扣押」と記載される。「查封」とはその場でそれとわかる紙を貼るなどしてその物の持ち出しなどを禁止すること、「扣押」は行政機関がそれを持ち帰る、移動することを指す。

⁷同上。原文に「①」、「②」の記載はない。

第44条 当事者において品種権の出願権又は品種権の帰属について争いが生じたときは、法に従って訴訟を提起することができる。

第45条 品種権を侵害する繁殖材料又は収穫物であることと知らずに実施した以下の行為については、その取得が適法に行われたものであることを証明することができたときは、賠償責任を負わないものとする。

- (一) 他者のために繁殖し、処理を行う行為
- (二) 販売を約し、又は販売する行為
- (三) 前二項の行為のために行う保管行為

第46条 県級以上の人民政府の農業農村又は林業草原主管部門及び関連部門の職員が職権を濫用し、職務を怠り、自己の利益のための不正行為若しくは賄賂の要求又はその受領を行ったときは、法に基づいて処分する。犯罪を構成するときは、法に従いその刑事責任を追及する。

第47条 品種権の出願の過程において欺瞞、隠蔽、偽造などの不適切な行為があったときは、国务院の農業農村又は林業草原主管部門は国家の関係規定に従い関連する行為者の信用記録にこれを記載し、社会に公布するものとする。

第8章 附則

第48条 本条例における以下の用語の意味は、

- (一) 繁殖材料とは繁殖に用いることができる植物体の全体又は一部を指し、種子、果実、根、茎、苗、芽、葉、花などを含む。
- (二) 収穫物とは栽培することで得られる植物体の全体又は一部を指す。

第49条 本条例は2025年6月1日から施行する。

検索番号：000014349/2025-00044

主管官庁：国務院

法令名：中華人民共和国植物新品種保護条例

公布番号：国令第807号

主題分類：農業、林業、水利・林業

成文日：2025年4月29日

公布日：2025年5月1日

出所：中国政府

https://www.gov.cn/zhengce/content/202505/content_7022127.htm

※本資料は公益社団法人農林水産・食品産業技術振興協会（JATAFF）が作成した仮訳となります。情報・データ・解釈などについてできる限り正確に記載するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロ及びJATAFFが保証するものではないことを予めご了承下さい。